

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

高齢福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染者が
発生した場合の報告等について

平素より、県の高齢福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、高齢福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の報告等については、下記のとおりご対応願います。

記

<県等への報告事項について>

○事業所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル（平成31年4月1日制定）」（以下「マニュアル」という。）に基づき、「食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書（様式1）」により、県等（保健所、県事務所福祉課等、市町村）（以下「県等」という。）へ速やかに報告願います。

○マニュアルにおいては、報告事項として「同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合」等に県等への報告をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者が1名発生した場合でも報告してください。

○「様式1」による県等への第一報の報告以降は、事業所等は最新事項（様式1及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表（様式3）」等による。）を県等へ毎日状況報告願います。

<その他の事項について>

○事業所等においては、「高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦について、体温が37.5度以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合」には、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」（別添）へ電話連絡し、指示を受けるよう重ねて願います。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	田中	担当	各務
TEL	058-272-8296（直通）		
FAX	058-278-2639		
E-mail	kakamu-hiroharu@pref.gifu.lg.jp		

岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する 帰国者・接触者相談センター窓口一覧

所管区域	保健所等	電話番号
羽島市・各務原市・ 山県市・瑞穂市・本巣市・ 羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・ 不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-73-1111 (内線273)
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4011 (内線360)
美濃加茂市・可児市・ 加茂郡・可児郡	可茂保健所	0574-25-3111 (内線358)
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-23-1111 (内線361)
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-26-1111 (内線258)
高山市・飛騨市・下呂市・ 大野郡	飛騨保健所	0577-33-1111 (内線328)
岐阜市	岐阜市保健所 地域保健課	058-252-7191